

平 成 2 6 年 度

教育委員会の点検・評価結果報告書

平成27年11月

守 谷 市 教 育 委 員 会

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

はじめに

守谷市教育委員会の点検・評価について	P 1
教育委員会	P 3
学校教育	
学校教育・指導事業	P 8
1 教育環境の整備・充実	P 8
2 学校教育プラン	P 10
〔1〕ステップアッププラン（確かな学力の育成）	P 10
〔2〕ハートフォーヒューマンプラン （豊かな心をはぐくむ教育の推進）	P 16
〔3〕ヘルス&フィジカルプラン （健康と体力をはぐくむ教育の推進）	P 21
〔4〕ニュージェネレーションプラン （新しい時代に対応した教育の推進）	P 24
〔5〕パートナーシッププラン （開かれた学校づくりと学校・家庭・地域等の連携）	P 29
給食センター事業	P 35
生涯学習	
生涯学習・社会教育事業	P 38
〔1〕豊かな生活をめざした学習機会の提供・充実と 人材バンクの活用	P 38
〔2〕学校、家庭、地域社会の連携による教育の推進	P 40
〔3〕学習活動・芸術鑑賞の場の提供と公民館活動の推進	P 43
〔4〕健康づくりの推進とスポーツ活動の充実	P 45
〔5〕郷土愛と文化財の保存・周知	P 48
〔6〕放課後子どもプランの充実と児童の安心・安全の確保	P 48
図書館事業	P 50
〔1〕いつでも気軽に気持ちよく利用できる図書館	P 50
〔2〕図書館機能の強化とサービスの充実	P 52
〔3〕施設・設備の安全	P 53
点検評価意見	
守谷市教育委員会点検評価意見	P 54

〈はじめに〉

教育行政は、公立学校、公民館・図書館等の社会教育施設の設置・管理及び学術、文化、文化財の保存・活用、スポーツの振興など、きわめて幅広いものがあり、こうした教育行政の実施体制を定める法律「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されました。

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携強化を図る等の抜本的な改革が行われ、地方教育行政の大きな転換期を迎えています。

このような状況を踏まえ、本市では教育委員会制度改革の趣旨を尊重し、新たな教育委員会体制とするとともに、市長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置し、地域教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進しているところです。

学校教育では、守谷市の教育目標である「新しい時代をたくましく生き抜く人づくり」を目指し策定した「守谷市学校教育プラン」「きらめきプロジェクト」に基づき様々な施策を展開・実施しています。

学校施設の環境整備では、黒内小学校の校舎増築事業及び順次小中学校のトイレ改修事業を実施し、学習の場として良好な環境を確保するとともに、多様な学習内容・形態の変化に対応するため、タブレット端末や電子黒板の教育機器を導入し、児童・生徒の豊かな人間性を育成することができる施設環境の整備に努めているところです。

社会教育では、多様化、高度化する市民の学習ニーズに応えるため、公民館に指定管理者を導入し、民間事業者のノウハウを活用することで利用者に対するサービスの向上及び管理経費の縮減を図ることで生涯学習の推進に努めているところです。

また、図書館運営においても資料の充実、更なるサービス向上を図るため平成28年度からの指定管理者導入に向け準備を進めています。

この点検・評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活用した点検・評価を毎年行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表しています。

本報告書の結果を今後の施策に生かし、「新しい時代をたくましく生きぬく人づくり」を目指した教育の推進や、市民が生涯にわたり学び続けることができる教育環境を充実させ、活力のある教育行政の推進に努めてまいります。

平成27年11月

守谷市教育委員会教育長 後藤 光良